

「連合・愛のカンパ」運営要領の改定について（案） 「連合・愛のカンパ」運営要領

1. 目的

「連合・愛のカンパ」は、人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向け、社会貢献活動として取り組むものであり、NGO・NPO団体等の事業・プログラムへの支援および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的とする。

本要領は、「連合・愛のカンパ」集約金の取り扱い、手続きなどの基準を定めるものとする。

2 助成・支援の種類

「連合・愛のカンパ」助成・支援の種類は、以下の3つとする。

- (1)中央助成
- (2)地域助成
- (3)自然災害等の救援・支援

3 中央助成及び地域助成の取り扱い

(1)対象資格

- ①中央助成は、海外や国内で救援・支援活動に取り組んでいるNGO・NPO団体等の具体的事業プログラムとし、構成組織の推薦があるもの。
- ②地域助成は、団体の所在地、あるいは活動拠点の所在する地方連合会の推薦があるもの。
 - a) 連合組合員及びその家族、OB（家族を含む）が積極的に運営に参加し、NGO・NPO団体等の具体的事業プログラム。
 - b) 地方連合会が日常的な活動で連携し、特に推薦するNGO・NPO団体の具体的事業プログラム。
- ③ただし以下の団体は、助成の対象としない。
 - a) 株式会社など営利を目的とする団体
 - b) 連合が不適格と認めた団体

(2)対象となる社会貢献活動

- ①大規模災害などの救援・支援活動
(旧：大規模災害などでの救援・支援などの活動)
- ②戦争や紛争による難民救済などの活動
(旧：戦争や紛争による難民救済などの支援活動)
- ③人権救済活動
(旧：人権弾圧や人権救済に取り組む活動)

④地球環境保全活動

(旧：地球環境保全のための活動)

⑤ハンディキャップをもった人たちの活動

⑥教育・文化などの子どもの健全育成活動

(旧：教育・文化・スポーツなどを通じた、子どもの健全育成に資する活動)

⑦医療や福祉などの活動

(旧：医療や福祉などに対する活動)

⑧地域コミュニティー活動

(旧：コミュニティーに資する活動)

⑨その他、中央執行委員会が特に必要と認めた活動

(3)認定手続き

①中央助成については、連合本部が書類・面談審査の上、中央執行委員会で決定する。

②地域助成については、地方連合会が書類・面談審査を行い、面談結果を必要書類とともに連合本部へ提出する。連合本部は、提出書類を審査の上、中央執行委員会で決定する。

(4)活動報告と計画の提出義務

助成を受けた団体等は、活動報告及び計画を年度毎に提出しなければならない。

①中央助成団体は、直接連合本部へ活動報告及び計画を年度毎に提出する。

②地域助成団体は、推薦を受けた地方連合会経由で連合本部に活動報告及び計画を年度毎に提出する。

(5)助成期間

①中央助成の期間は1年とする。ただし、必要と判断した場合は、通算5年を限度とすることができる。

②地域助成の期間は1年とする。ただし、必要と判断した場合は、通算3年を限度とすることができる。

なお、①②に拠りがたい場合は、中央執行委員会で決定する。

4. 自然災害等の救援・支援の取り扱い

A 国内の場合

(1)被災状況の認定対象範囲

以下に該当するものを支援対象範囲とし、中央執行委員会で決定する。

①当該災害が「激甚災害」の指定を受け、または指定されると想定される場合。

②「激甚災害」指定はないものの当該地方連合会傘下組合員が大量にかつ甚大な被害を受け、過去の災害と比較しても甚大な状況と判断した場合。

③風水害被災等で、当該地方連合会が救援支援の取り組みを決め、要支援と判断した場合。

④被災状況により当該地方連合会からの支援要請が不可能な場合で、要支援と判断した場合。

(2) 認定手続きと救援金の拠出先

- ①前項の認定範囲にあるとき、前項④を除き当該地方連合会からの災害支援の要請に基づき、審査の上、支援内容を中央執行委員会で決定する。
- ②被災者支援・救援金の拠出は、原則、当該地方連合会を通じて行う。

B 海外の場合

(1) 被災状況の認定対象範囲

地震、台風、洪水、津波、火山爆発、干ばつ等の自然災害および、戦争紛争による被災者を対象範囲とし、中央執行委員会で決定する。

(2) 認定手続き

以下の組織からの申請に基づき、支援内容を中央執行委員会で決定する。

- ①国際労働組合総連合（ITUC）および地域組織、またはITUC加盟各国ナショナルセンター（NC）から要請があった場合。
- ②国連など国際機関から要請があった場合。
- ③上記以外で、中央執行委員会が特に支援を必要と認めた場合。

(3) 支援・救援金の拠出先

- ①当該国のITUC加盟組織に対して、ITUCおよび各地域組織を通じて行う。あるいは、直接、当該NCに行う。
- ②当該国の救援・支援を行う国連など国際機関については、当該日本事務所を通じて行う。
- ③上記以外で、中央執行委員会が特に支援の必要と認めた場合については、次の関係団体・機関を通じて行う。
 - a) 海外で救援活動している「連合・愛のカンパ」中央助成団体。
 - b) その他当該被災者への救援・支援が迅速に届けられる信頼できる機関。

C 特別カンパを実施する場合

- ①国内外を問わず、被災の規模や状況が甚大な場合は、中央執行委員会で検討・決定の上、救援・支援のための「特別カンパ」を実施することができる。
- ②カンパ基準と金額、実施条件は都度検討のうえ決定する。

5 運営要領の改廃・実施

- (1)この運営要領の改廃は、中央執行委員会で行う。
- (2)この運営要領の改定は、2007年6月1日より実施する。
- (3)この運営要領の改定は、2010年2月18日より実施する。

以 上

「連合・愛のカンパ」地域NPO活動等への助成申請書

記入日 年 月 日

1.団体名（正式名称） （略 称 名）	
2.所在地 （ビル名・部屋番号）	〒
3.TEL番号・FAX番号	TEL番号: () FAX番号: ()
4.e-mail	e-mail:
5.http://	http://
6.法人格	有 ・ 無 有る場合は法人名に○印をつけてください。 ・NPO法人 ・その他 () (取得年月日: 年 月 日)
7.設立年月日	年 月 日
8.代表者氏名 （役職名） （略 歴）	
9.事務局責任者名 （役職名）	
10.申請申込者 ※右欄に○印をつけて記入してください。	(氏 名) (連絡先) 〒 TEL: ・現連合組合員:組合・支部名 () ・元連合組合員:組合・支部名 () ・家族の場合(現・元連合組合員の組合・支部名を) ()

別紙

17. 込口座名

※確認のため、通帳の表紙と名義人のフリガナのわかるページのコピーを添付して下さい。

■銀行・労金・ゆうちょ・信金・信組他（可能な限り「労金」を活用下さい）

金融機関名	支店名	店番	種目	口座番号																
口座名義																				
フリガナ																				

18. 提出書類確認

チェック欄

- ①申請書
- 別紙 振込口座
- 通帳表紙・フリガナページコピー
- ②定款（規約）
- 設立趣意書
- ③役員名簿
- ④決算書
- ⑤予算書
- ⑥会計監査報告
- ⑦活動報告書
- ⑧活動方針
- ⑨助成希望事業プログラム内容申請書

以 上